

イラク給油疑惑追及へ

民主 国政調査権を視野

戦との関連を追及すること、給油活動の継続反対について国民の理解を求める狙いがある。

4面に関係記事

民主党は参院で第1党となったことを踏まえ、今国会で資料請求を政府に繰り返す方針だ。

給油活動の延長をめぐる審議にあたっては、イラク向け艦船への給油疑惑の解明を最優先に位置づける。まず、衆院議員

40人以上の要求で衆院調査局が実施する予備的調査を利用し①補給先の艦船名②補給後の任務や行動③補給地——の開示を要求。回答が不十分なら、参院外交防衛委員会で国政調査権を発議し、国会法104条に基づき「記録提出要求に踏み切る。

疑惑は、江田憲司衆院議員(無所属)が米軍第5艦隊のホームページをもとに指摘した。イラク戦争の作戦名である「OIF(イラクの自由作戦)」の表題の文章の中で「日本政府は8662万9675ポンド以上、7600万ポンド相当以上の燃料の貢献をしてきた」と書かれ、記述はその後削除された。日本政府は「読み違えだ(高村防衛相)と否定。アフガニスタン戦争を意味する「OEF(不朽の自由作戦)」の一環として活動する米国などの艦船に

国政調査権 憲法62条

に基づき、衆参両院に与えられた権能。国政に関する調査のため、証人に出頭・証言を求めたり、記録の提出を要求したりすることができ。

民主党が検討しているのは国会法104条に定められた記録提出を求める手続き。衆参のいずれかの委員会が過半数の議決を経れば、内閣や官公

補給していると説明している。だが、具体的な米軍の活動実態などは説明していないほか、05年4月の参院質疑では大野功統防衛庁長官(当時)がイラク作戦に使われる可能性について「油に糸目はない」ということもあ

ると答弁し、民主党内には可能性を示唆したも

署に必要な報告や記録の提出を求めることができる。内閣や官公署は求めに応じなければならず、応じないときは委員会が「報告や記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす」旨の内閣の声明を要求することができ。最近では、95年2月に衆院予算委が東京協和信組の乱脈融資に絡む資料提出を、旧大蔵省や東京都に求めた例がある。

のとの受け止めもある。

民主党はこうした経緯も踏まえて情報が不十分だとしており、同党の白真勲参院議員は10日、「イラクにおける作戦のための活動を主たる任務とする他国の艦船に対して行われているものはあるか」などと政府にただす質問主意書を提出した。